

成年後見のこと、もっと知りたい！！ Q&A

Q1 後見人等には、どのような人がなりますか？

後見人等になるために特別な資格は、必要ありません。本人を身近に支援できる人として、親族がなることができます。

また、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、税理士、社会福祉協議会等の第三者に依頼することもできます。

Q2 後見人等の候補者がいないのですが、どこに相談すればいいですか？

高齢者の場合

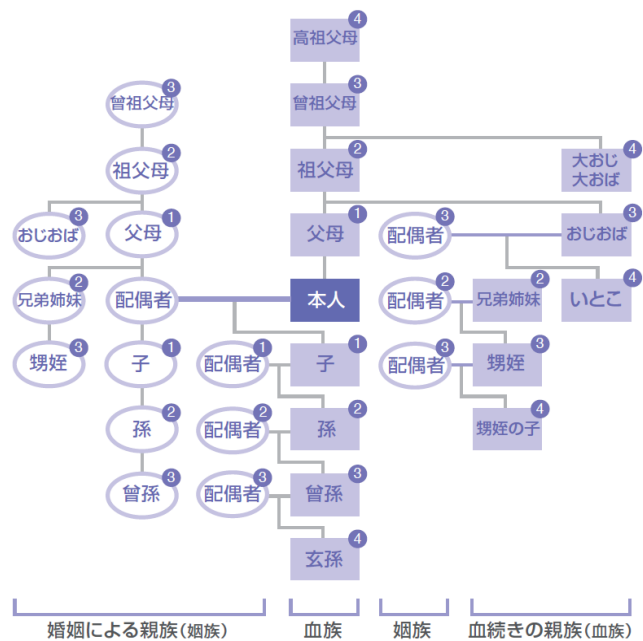
- ・高齢福祉課、西部福祉課
- ・お近くの地域包括支援センター

障害者の場合

- ・障害福祉課、西部福祉課
- ・松本圏域障害者総合相談支援センターWish
上記へご相談ください。ご本人に合った後見人等を検討していきます。

Q3 申立てができる人の中に 4 親等内の親族とありますが、その範囲を具体的に教えてください。

4親等内の親族の図



Q4 申立てにはどのくらい費用がかかるの？

手数料の印紙代や切手代、診断書料等で約1~2万円かかります。鑑定が必要になった場合は別に5~10万円かかります。

Q5 成年後見制度の利用を考えているけど、どのように手続きすればいいかわかりません。

高齢者の場合

- ・高齢福祉課、西部福祉課
- ・お近くの地域包括支援センター

障害者の場合

- ・障害福祉課、西部福祉課
- ・松本圏域障害者総合相談支援センターWish
上記へご相談ください。制度利用の判断や申立ての手続き等について一緒に検討していきます。

Q6 親族後見人等になったのですが、どのように後見業務を行えばいいですか？

後見人等になったら行わなければならない手続きについては、成年後見支援センターかけしにご相談ください。

家庭裁判所に提出しなければならない報告書等についても同様にご相談ください。

本人や後見人等が、日頃から相談できるような体制も整えますので、高齢福祉課や障害福祉課等の各担当課にご相談ください。

Q7 後見人等が就くことになったけど、今までどおり自由にらせるかな…

生活のいろいろなことについて自分で決めることを自己決定と言います。後見人等は、自己決定を大事にしながら、あなたの権利をまもります。

食べ物、洋服など日常生活に必要なものは自分で買えます。

Q8 成年後見人等に支払う報酬はどのくらいなの？

本人の生活に支障のない範囲で家庭裁判所が決めます。

生活保護受給者や低所得者等、本人の経済的事情により申立て費用や後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、助成を行っています。助成にあたっては、必要な条件がありますので、市役所の高齢福祉課や西部福祉課、障害福祉課にお問い合わせください。

※ 詳しくは相談窓口へご相談ください。